

平成 22 年 11 月 26 日
市議会全員協議会

飯田市環境保全条例の改正の概要について（その 2）

1 用語の意義

- (1) 飯田市環境保全条例（以下「条例」という。）第 2 条において新たに、「屋外たい積場」及び「特定屋外たい積場」をそれぞれ、次の通り定義する。

屋外において使用済物品等の集荷、選別又は出荷を行う事業所

及び

屋外たい積場のうち、そのたい積した使用済物品等が一部でも高さ 3 m を超え、又は集荷、選別若しくは出荷の用途に供される面積が 300 m² を超えるもの（同一事業者が複数のたい積場を設置する場合は合算した面積による。）

- (2) 条例第 2 条において、新たに、「使用済物品等」を「一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品」と定義する。
- (3) 条例第 2 条第 2 号において、「工場又は事業所」を「工場又は事業所（屋外たい積場を含む。）」に改める。
- (4) 条例第 2 条第 6 号の「事業排水」の定義において、「なお、屋外たい積場において使用済物品等を雨水が透過することで油分等を含有する水が公共用水域に流出する場合も事業排水とみなす。」を加える。

参考（第 2 条抜粋）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (2) 事業者等 工場又は事業所において事業を行う者、牛、豚、鶏等の家畜を飼育する者、毒物及び劇物(毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)第 2 条に規定するものをいう。以下同じ。)を使用する者並びにこれらに準ずる者をいう。
- (6) 事業排水 事業活動により排出される排出水をいう。

2 指導又は勧告

- (1) 条例第 6 条において、「事業活動」を「事業活動（屋外たい積を行う活動を含む。）」に改める。
- (2) 条例第 6 条において、第 2 項「市長は、使用済物品等の屋外たい積を行う者に対し、必要と認められる範囲内において、指導又は勧告を行うことができる。」を加える。

参考（第6条抜粋）

第6条 市長は、事業活動によって、当該事業活動を行う場所の周囲の良好な生活環境が損なわれ、又は公害が発生するおそれがあると認めるときは、当該事業活動を行う者に対しその原因の除去又は減少のため必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

3 簡易浄化槽等の設置義務及び届出

- (1) 屋外たい積場から油分等を含む雨排水が出るのが常態であれば、市長は条例第12条の規定による簡易浄化槽等の設置を指導する。
- (2) この設置には条例第13条で届出が義務づけられており（届出事項の変更があった場合及び簡易浄化槽等の使用を停止した場合も届出が必要）市長は速やかに設置の確認を行い（条例第14条）設置を怠った者には設置命令を行う（条例第15条）。

参考（第12条抜粋）

第12条 生活雑排水及び事業排水を公共用水域に排出しようとする者は、適切な規模の簡易浄化槽その他水質の汚濁を防止するための設備で市長が規則で定めるもの（以下「簡易浄化槽等」という。）を設置しなければならない。

4 屋外たい積場の要件を新規に条例へ規定する。

- (1) 条例第3章第3節の後に、「第4節特定屋外たい積場」を加える。
- (2) 特定屋外たい積場について、公害を発生させる、又は発生させるおそれを減ずるために、次の要件を満たすことを新条文に規定する。

- 1 出入り口は施錠する。
- 2 周囲に囲い（たい積する物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合には構造耐力上安全であるものに限る。）を設ける。
- 3 見やすい箇所に、次に掲げる要件を備えた掲示板を設ける。
 - (1) 縦及び横それぞれ60センチメートル以上であること
 - (2) たい積する主な品目を記載すること
 - (3) たい積場の名称、管理者の氏名及び連絡先を記載すること
- 4 高さの上限は、廃掃法施行規則第8条第2号口の規定により定める。
- 5 たい積物の落下、荷崩れ又は衝突などによる騒音の発生が予想される場合は、遮へい物等の防止措置を講ずる。
- 6 軽い素材をたい積する場合や粉じん等が発生するおそれがある場合は飛散防止等の必要な措置を講ずる。
- 7 油分等が付着する又は含む物を扱う場合には油分等が公共の水域に流出し、地下に浸透し、悪臭を発することのないよう、条例第12条に規定する施設等必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透の材料で覆う。
- 8 事業活動が周辺環境に及ぼす影響に関する近隣住民等の意見にできる限り配慮する。

5 特定屋外たい積場の届出等を新規に条例へ規定する。

(1) 特定屋外たい積場を設置しようとする事業者は、設置する 30 日前までに市長へ設置届出書（以下「届出」という。）2 部を提出するものとする。

(2) 経過措置

ア 条例の公布から施行まで周知期間（6 か月）を置く。

イ 条例制定前から設置されている特定屋外たい積場については、市長へ条例施行後 3 月以内に使用届出書 2 部を提出するものとする。

ウ 市長は、条例施行時に存する特定屋外たい積場について、管理する事業者の申し出に基づいて協議し、前記要件達成までの緩和措置と期間等を定め、その内容を次の届出に記載させることができる。

(3) 届出の内容は飯田市環境保全条例施行規則（以下「規則」という。）において次のとおり定める。

- 1 氏名（法人の場合は、代表者の氏名）、名称、住所
- 2 土地の区域の所在、地番、面積、借地する場合は所有者名
- 3 位置図、案内図、たい積面積のわかる平面図
- 4 たい積する使用済物品等の詳細（品目等）
- 5 最大たい積時の形状、たい積量
- 6 現場責任者（氏名、連絡先）
- 7 作業の種類及び方法、公害防止の方法
- 8 関連する許認可があれば、その内容
古物商、金属くず商の許可、消防法（危険物）等
- 9 短期間で事業が終了する場合はその終期
- 10 その他必要な事項

(4) 市長は要件の詳細を踏まえ、事業者に対して第 6 条の規定による指導、勧告ができる。

(5) 届出内容に変更が生じる時、屋外たい積行為を廃止する時も、事前に変更届又は廃止届を提出するものとする。

(6) 届出を要しない施設

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号 以下「廃掃法」という。）第 7 条の規定により許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者及び同条第 6 項の規定により許可を受けた一般廃棄物処分業者の施設

イ 廃掃法第 8 条の規定により許可を受けた一般廃棄物処理施設

ウ 廃掃法第 12 条第 2 項の規定に基づき管理する、産業廃棄物の保管施設

エ 廃掃法第 14 条の規定により許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び同条第 6 項の規定により許可を受けた産業廃棄物処分業者の施設

オ 廃掃法第 15 条の規定により許可を受けた産業廃棄物処理施設

カ 廃掃法第 20 条の 2 の規定により、長野県から登録を受けた「廃棄物再生事業者」の施設

キ 長野県「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」（平成 20 年条例第 16 号）第 8 条の規定により指定を受けた木くずを保管する施設、同条例第 20 条の規定により長野県より指定を受けた再生利用業者の施設

6 立入検査

条例第 32 条に次の項を加える。

- (1) 「市長は特定屋外たい積場について、届出及び条例の要件のとおり実施されているか、指導、勧告の内容が実際に遵守されているかを確認するために立入検査等を（定期的に）行うこととする。」
- (2) 「たい積事業者は、市長の定期的立入検査等の際、前回の立入検査等（又は届出）後住民の意見があった場合にどのような対応をしたかを、書面により市に報告するものとする。」
- (3) 「市長は、住民からの苦情等に基づき、特定たい積事業場へ臨時の立入検査等を行うことができる。」
- (4) 「市長は特定屋外たい積場への立入検査等の際、作業内容が届出及び条例の要件と異なり、周囲の良好な生活環境が損い、又は公害の発生する恐れがあると認めた場合は、是正勧告又は第 33 条による報告を求めるものとする。」

参考（第 32 条抜粋）

第 32 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員に、公害を発生させ、若しくは発生させるおそれがある場所若しくは保全地区内の土地に立入り調査若しくは検査又は関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。

7 報告の徴収

- (1) 条例第33条第1項を改正し、報告義務のある者を次の者とする。

立入検査等の結果その他の事実により「周囲の良好な生活環境を損ない、若しくは公害を発生させた者又はそれらのおそれがある」と市長が認めた者

参考（第 33 条抜粋）

第 33 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、公害を発生させ、若しくは自然環境を破壊した者又はそれらのおそれのある者に必要な事項を報告させることができる。

8 事故対応（新条文）

- (1) 屋外たい積を原因とする事故等（火災を含む。）により、周囲の良好な生活環境が損なわれ、又は公害が発生した場合は、当該屋外たい積を行っていた者は、直ちに市長に報告するとともに、被害拡大防止のために必要な措置を行わなければならない。条例に新たに規定を設ける。
- (2) 前項の措置が行われていないと市長が判断した場合、屋外たい積を行っていた者に対して措置命令（水質、騒音等の測定を含む。）を出すことができるものとする。条例に新たに規定を設ける。

9 罰則等

(1) 次の者を条例第35条の対象として追加する。

ア 特定屋外たい積場の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

イ 屋外たい積場の事故時に報告しなかった者及び措置命令に従わなかった者

(2) 罰金上限額の変更を行う。

現行 2万円（前科が付くことによる社会的制裁もある。）

長野地方検察庁との協議結果によっては、「氏名公表、過料」を選択する。

(3) 条例第6条による勧告及び、立入による是正勧告に従わなかった者の氏名公表、又は過料を科することを検討する。

参考（第35条抜粋）

第35条

2 次の各号の一に該当する者は、2万円以下の罰金に処する。

(1) 第32条第1項に規定する立入調査若しくは検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(2) 第33条第1項に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をした者